

2024 年 5 月 31 日  
東海マツダ販売株式会社

## 弊社に対する措置命令に関するお詫びとお知らせ

平素は格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

2024 年（令和 6 年）3 月 14 日、東海マツダ販売株式会社（以下、「弊社」）は、お客様に提供した「車両用クレベリン」と称する役務に係る表示について、不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景品表示法」）第五条の規定により禁止されている同条第一号に該当する不当な表示を行っていたとして、消費者庁より、同法第七条第一項に基づく措置命令を受けました。この措置命令に従い、一般消費者の誤認を排除するため、次のとおり周知します。

また、この度は、お客様、お取引先様ならびにすべてのステークホルダーの皆様には多大なご迷惑とご心配をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

### 1. 措置命令の対象となった役務

車両用クレベリン(車室内消臭・除菌を目的としたアフターサービス。以下「本件役務」)

### 2. 措置命令の対象となった事実

弊社は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、令和 4 年 12 月 20 日及び令和 5 年 1 月 30 日に、弊社ウェブサイトにおいて、例えば、「車両用クレベリン」及び「洗いたくても洗えない車内を除菌・消臭。『様々なウイルス・菌・ニオイを除去出来る』二酸化塩素の働きで、車室内をリフレッシュ。」並びに「クレベリンの効果 効果継続（目安）約 3 ヶ月」等と表示することにより、あたかも、本件役務を利用することで、車室内において約 3 か月有効な除菌効果等が得られるかのように示す表示をしていました。

しかし、この表示は、本件役務の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものでした。

弊社として、この度の措置命令を重く受け止め、今後このようなことが起きることがないように、再発防止を図ってまいります。尚、本件役務につきましては、弊社ウェブサイトから本件役務に関する表示を削除するとともに、その取扱いを終了しております。

[本件に関するお問い合わせ先]

東海マツダ販売株式会社 CX 推進部 採算管理 Gr

受付時間 10～17 時（定休日：火曜日・水曜日） 052-872-8241